

議 事 録

平成 31 年度四万十町農業委員会 4 月総会

- 日 時 平成 31 年 4 月 25 日 (木) 午後 2 時 00 分 開議
場 所 四万十町役場 東庁舎 多目的大ホール
日 程
- 第1 指定第 1 号 会期の決定について
 - 第2 指定第 2 号 議事録署名委員の指名について
 - 第3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
 - 第4 報告第 2 号 非農地証明事務処理報告
 - 第5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
 - 第6 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - 第7 議案第 3 号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
 - 第8 その他

〔出席委員〕

- 1. 下元 弘章 2. 掛水 誠幸 3. 廣井 栄治 4. 小野 重明 5. 濱田 誠
- 6. 下元 誠一郎 7. 浜田 大彰 8. 宮崎 恵美子 9. 太田 祥一 10. 山本 道雄
- 11. 甫喜本 治誠 12. 山脇 文男 13. 伊東 智江 14. 武内 道則 15. 吉良 榮
- 16. (欠席) 17. 中原 英昭 18. 宮脇 眞弓 19. 林 幸一
- 20. 中城 康子 21. 岡村 博昌 22. 西井 健夫 23. 西内 一隆 24. 市川 絢子
- 25. 窪田 良一 26. 甲把 雄 27. 市川 正司 28. (欠席) 29. 石田 芳秋
- 30. (欠席) 31. 猪野 啓一 32. 山本 奨一 33. 東出 一茂 34. 宮谷 和夫
- 35. 山崎 力 36. 上野 渡 37. 田村 守 38. 佐々木 通 39. 梶原 美智

〔欠席委員〕

- 16. 竹内 純 28. 大西 博之 30. 澤田 憲男

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

〔農林水産課〕

池上 康一

事務局長 それではただ今より、平成 31 年度四万十町農業委員会 4 月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。平成最後の総会ということになります。5 月 1 日からは令和という事になるそうです。暖かくなり皆さん大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。先程事務局から説明がありましたが、農林水産課長から新年度の予算を説明していただくという事ですが、人・農地プランもそうですが、農家の意向確認といますか、アンケートも調査を進めていただきたいという話をしておりますので、窪川の委員さんは特に人・農地プランで色々と各地域で拘られるという事で出席いただいていると聞いております。ただ、まだ説明会の段階でそこから進んでいないとも聞きますので、ここからどう進めるかが本当の課題ですので、その辺も含めて農林水産課長には後でお話ししたいなと思っております。今日はどうぞよろしくお願い致します。

 それではただ今から、平成 31 年度四万十町農業委員会 4 月総会を開会致します。四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めますのでよろしくお願い致します。

議長 それでは総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号 15 番吉良榮委員にお願いします。

15 番 四万十町農業委員会憲章の発声

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございます。ご着席下さい。

 本日の会議に、16 番竹内委員、28 番大西委員、30 番澤田委員、3 名から欠席の届けが出ております。

 次に会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 18 名、推進委員 18 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

 本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。それでは、議事に移ります。

 日程第 1、指定第 1 号「会期の決定について」を議題とします。

 お諮りします。平成 31 年度四万十町農業委員会 4 月総会の会期は平成 31 年 4 月 25 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は、本日 1 日といたします。

 次に、日程第 2、指定第 2 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 14 番、武内道則委員と、29 番、石田芳秋委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

続いて日程第 3、報告第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご説明します。ページは 3 ページからになります。件数は窪川地区の 1 件になります。なお、借受人、貸出人の氏名、住所は議案書のとおりになります。それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、中神ノ川字源太屋式 164 番 3、現況地目、田、面積、208 m²、以下 6 筆あり、合計 7 筆、面積が 3,632 m²です。解約事由は貸出人からの申し出による双方合意となっております。合意年月日、平成 31 年 1 月 19 日、引渡年月日、平成 31 年 1 月 19 日です。平成 27 年 11 月 2 日から平成 37 年 10 月 31 日までの利用権設定がされていました。また、農地は今後、知り合いの農家さんに作業委託をするそうです。

議長 報告第 1 号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 他にありませんか、特になければ報告第 1 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4、報告第 2 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 2 号、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により、非農地証明を発行しましたので報告致します。議案書は 4 ページをご覧ください。今月は全部で 4 件となっております。1 番からご説明させていただきます。添付資料は 1 ページから 2 ページです。北琴平町 804 番 8、地目、畑、面積 56 m²です。申請地の付近は、築 50 年以上の建物が数軒建っており、建物は現在取り壊しておりますが、昭和初期頃から建物の敷地となっております。担当委員、職員で現地を確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第 4、証明基準のエ、人為的に転用した土地ですすでに 20 年以上経過している土地のため、非農地であると認め、平成 31 年 3 月 18 日、非農地証明を発行しております。続きまして、番号 2 番、添付資料は 3 ページから 4 ページです。榑山町 687 番、地目、田、面積、33 m²です。申請地は数十年前から大半が擁壁法面となっております。担当委員、職員で現地を確認し、証明基準のエ、人為的に転用した土地ですすでに 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、平成 31 年 3 月 18 日、非農地証明を発行しております。続きまして、3 番です。添付資料は 5 ページ、6 ページです。大井野字スゲタ、511 番、地目、畑、面積、

152 m²、512 番、面積、363 m²、514 番、面積、16 m²、地目は全て畑です。申請地は 20 年以上前より耕作放棄され、現在に至っており、担当委員、職員で現地を確認し、証明基準のウ、やむ得ない事情によって 10 年以上耕作放棄され農地への復旧が出来ない土地と認め、平成 31 年 3 月 27 日非農地証明を発行しております。続きまして西部からお願いします。続きまして、西部です。

西部からは 1 件の非農地証明を発行しております。番号は 4 番になりまして、添付資料は 7 ページ、8 ページをご覧ください。土地の所在、十川石神 1338 番 4、地目、畑、面積、5.74 m²です。申請地は 30 年以上前より道路、進入路の法面となっており、原野化している状態で四万十町非農地証明発行事務取扱要領第 4 の (1) のウ、耕作不適耕作不便で 10 年以上耕作放棄された土地で、農地への復旧が出来ないと判断し、平成 31 年 4 月 2 日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。西部からは以上です。

議長

報告第 2 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何か質問、ご意見等ありませんか。

特になければ、報告第 2 号は終わります。続いて、日程第 5、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」をご説明します。ページは 5 ページ、6 ページになります。件数は 4 件になります。うち、窪川地域は 2 件、西部地域 2 件となっております。譲渡人・譲受人の氏名、住所につきましては、お手元の議案書のとおりです。番号 1 についてご説明させていただきます。番号 1 と 2 は譲渡人が同じで譲受人はそれぞれ親子関係になりますが、順に説明をいたします。番号 1、申請地、土地の所在地、東川角字玉カサコ甲 1160 番 2、地目、田、面積、2707 m²、以下 6 筆あり合計 7 筆、5570 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由は、父親からの贈与となっております。譲渡理由は、高齢のため贈与するそうです。下限面積は達成しています。申請地ではニラ、生姜を耕作する計画となっております。

続きまして、番号 2、お手元の添付資料 10 ページをご覧ください。土地の所在地、東川角字上大田乙 563 番 1、地目、田、面積、2063 m²、以下 2 筆あり合計 3 筆、面積は 2677 m²です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲受理由は父親からの贈与、譲渡理由は高齢のため贈与するそうです。下限面積は達成しています。申請地ではニラを耕作する計画となっているそうです。続きまして、西部お願いします。

続きまして、西部です。西部からは 2 件の許可申請が出てきております。番号 3 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 12 ページをご覧ください。土地の所在地、古城字ヒナタセ 1512 番、地目、田、面積、591 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由は、相手側の要望で、譲渡理由は、仕事の都合上、農業を行うのが難しく、今回譲渡を希望したようです。譲受人の耕作面積は 3593.1 m²で、下限面積は達成しています。申請地では、水稻を耕作する

計画です。

続きまして、番号4について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の13ページをご覧ください。土地の所在地、大井川字中嶋515番2、地目、田、面積、795㎡です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲受理由は、相手側の要望で、譲渡理由は、今回の申請されている田んぼまで距離もあり、耕作するのが大変とのことで、今回譲渡を希望されたようです。譲受人の耕作面積は8510㎡で、下限面積は達成しています。申請地では、野菜・果樹を耕作する計画です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。番号1番から担当委員の補足説明をお願いします。22番、西井委員。

22番 番号1番、2番、一緒に説明いたします。譲受人、譲渡人にお会いして、現地が農地であると確認しました。両方とも親子関係で、譲渡人は昔建設業をやっておりました、10年くらい前に建設業だけでは厳しいので、転職するのに補助金があるということで、ニラの栽培をしたそうです。10年前に二人の娘さん呼び戻して手伝わせていたそうです。建設業を辞めて田んぼとニラを二人で栽培していたそうです。譲渡人が脳梗塞を患い、奥さんも透析をするということで、ここで贈与に踏み切ったそうです。現在、両方ともニラと生姜を栽培しており、譲受人の方も農地を効率的に使って、作業も年間150日以上しています。特に問題はないと思います。

議長 それでは、番号3番。15番吉良委員。

15番 説明します。土地確認、双方に話を聞きました。申請地は田んぼです。譲受人は、3年前から作業受託しており広い土羽もきれいに刈り込まれ隅々まで効率よく利用しております。これまでも稲を作っており当分稲作の予定で作の変化もなく周辺農地への影響もないと思います。譲渡人は実家が農家で退職後農家を継ぐ予定です。この申請地は離れたところにあり、手放すことになりました。手放しても退職後の農地は確保しております。譲受人は後継者もあり、3世代同居しております。農家を継ぐ予定で申請人より後継者の方に、地域の担い手として期待しております。この申請地は以前にも売買の相談を受けており、今回双方の合意により決定いたしました。以上、土地確認と聞き取りの結果、問題ないと判断いたしました。

議長 番号4番。13番伊東委員。

13番 番号4番について補足説明させていただきます。双方に確認したところ、譲渡人は距離が遠く、耕作に不便をきたしておりゆくゆくは大井川の農地については譲りたいという意向があり、今回話がまとまり売買ということになったようです。要件的にも問題ないと思いますし、権利取得後は野菜や果樹栽培を行いたい意向があ

ります。この件については問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 1 号について委員の補足説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。
議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 6、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。議案書につきましては、7 ページになります。今月は 4 件となっております。

番号 1 番についてご説明いたします。添付資料につきましては 14 ページから 17 ページでございます。申請地は 1 筆で弘見字堀切土橋ノ本 508 番 1、地目、田、面積、866 m²のうち 378.89 m²の農地です。権利事由は、贈与による所有権移転です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用目的は一般住宅の建築です。転用理由は、現在借家に住んでおり手狭になり、新たに自己住宅を建築する計画です。農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断いたしました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定の農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し第 1 種農地であっても例外的に許可することが出来ると判断しております。転用計画につきましては 16 ページの土地利用計画図に示している形で住宅及び駐車場を整備する計画になっております。周囲の状況ですが、東側は宅地、南側は約 10m の町道を挟みその先は農地になっておりますが特に影響はないと考えております。西側は 8m の水路、農道を挟み原野になっております。北側は譲渡人の農地となっております。土地の造成計画につきましては特に計画はございません。進入路につきましては南側の町道から進入を計画しております。排水計画につきましては、雨水は自然浸透とし、家庭排水につきましては合併浄化槽を設置し西側の水路に排水する計画です。資金計画についてですが、自己資金と金融機関からの借り入れにて必要な事業費を確保

していることを確認しております。1番については以上です。

続いて、番号2番について説明いたします。添付資料につきましては18ページから22ページになっております。申請地は1筆で与津地字皆廻り218番3、地目、田、面積、491㎡の農地です。権利事由は、贈与による所有権移転です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築です。転用理由につきましては、現在実家に住んでおりますが、手狭になり新たに自己住宅を建築する計画になっております。農地区分ですが第1種、第3種のいずれの要件に該当しないその他の農地、第2種と判断しております。転用計画につきましては20ページの土地利用計画図に示している形で住宅及び駐車場などを整備する計画です。周囲の状況ですが、北側、南側は山林、西側は原野、東側は譲渡人の農地となっております。土地の造成計画は、敷地全体を整地し砂利敷きとする計画です。進入路につきましては南側の道から進入します。申請地までは農道から個人が所有する道路を使用するようになっておりますが、現在住んでいる実家も該当地を通過し家に侵入しており新たに通行するものが増加することもなく、特に通行に対する同意は不要と考えております。排水計画につきましては、雨水は自然浸透とし、家庭排水については合併浄化槽を設置し既存の排水管に接続し排水する計画でございます。資金計画につきましては、金融機関からの借入れにて必要な事業費を確保していることを確認しております。番号2番は以上です。

続いて番号3番、添付資料につきましては、23ページから27ページをご覧ください。申請地は、見付字柏木865番5、地目、田、面積499㎡の土地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築になります。転用理由につきましては、見付地区の高速道路の立退きにより、新たに自己住宅を建築する計画でございます。農地区分ですが、第1種、第3種のいずれの要件に該当しないその他の農地、第2種と判断しております。転用計画につきましては25ページの土地利用計画図に示している形で住宅及び駐車場などを整備する計画です。周囲の状況ですが、北側は譲渡人の農地、東側、西側は宅地、南側はため池と県道となっております。土地の造成計画につきましては、敷地全体を整地し砂利敷きといたします。進入計画につきましては東側の道から進入いたします。排水計画につきましては、雨水は自然浸透とし、家庭排水については合併浄化槽を設置し西側の既存水路に排水する計画です。資金計画につきましては、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しております。番号3番につきましては、以上です。

続いて、番号4番について説明いたします。添付資料につきましては28ページから32ページです。申請地は同じく見付字柏木865番4、地目、田、面積499㎡の農地です。権利事由は、売買による所有権移転であります。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用目的は一般住宅の建築になります。転用理由につきましては、番号3番と関連がありまして、番号3番とは親子関係であり、今回の移転に伴い帰郷し高齢の親を近くでみたいと考えまして隣接地に新たに自己住宅を建築する計画です。農地区分ですが、第1種、第3種のいずれの要件に該当しないその他の農地、第2種と判断をしております。転用理由につきましては、30ページの土地利用計画図に示している形で住宅及び駐車場などを整備する計画になっております。

周囲の状況ですが、北側は譲渡人の農地、東側、西側は宅地、南側は譲渡人の農地となっております。土地の造成計画につきましては、敷地全体を整地し砂利敷きの計画です。進入計画につきましては、東側の道から進入を計画しております。排水につきましては、雨水は自然浸透とし、家庭排水については合併浄化槽を設置して西側の既存の水路に排水する計画でございます。資金計画につきましては、自己資金にて費用な事業費を確保していることを確認しております。全部で4件、以上です。

議長 議案第2号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明はありませんか。

議長 10番 山本委員。

10番 聞き取りしてきました。譲受人と譲渡人は親子関係でありまして、現在借家で手狭になって自己住宅を建築するということです。計画については、必要最小限で問題ないと思います。許可がおり次第着手するそうです。同意書は要らないという事でしたが、家を建てることは周りの農家には伝えてもらいたいと申しております。

議長 それでは、番号2番。9番太田委員。

9番 番号2番の案件ですが、譲渡人、譲受人は親子関係です。転用理由につきましては、子供も生まれ実家では手狭になったため、自己住宅を建築するという案件です。許可があり次第着手することを確認しております。建築の面積の妥当性は必要最小限で問題ないと思います。残りの農地につきましては、畑として活用すると聞いております。周辺の農地への影響につきましては、周辺農地は自己所有の農地で周辺への影響はないと思います。排水計画につきましては、現在この土地で使われている排水管の方を使って南側の水路の方に排水するという事ですので問題ないと思います。番号2番の転用の件は問題ないと判断いたしました。

議長 それでは番号3番、4番。20番中城委員。

20番 22、23日に面接してきました。譲受人は高速道路の関係で立退きを迫られ、許可がおり次第着手したいとおっしゃっていました。周辺農地への支障はなく排水についても合併浄化槽ということで、なんら問題ないと思います。用水に流れることもないので問題ないと思います。以上です。

議長 議案第2号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し、採決します。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定については原案のとおり可決されました。

議長

日程第7、議案第3号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成31年5月7日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ページは9ページから10ページになります。件数は7件になります。うち窪川地域2件、西部地域5件です。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名、住所及び賃借料等につきましては、お手元の議案書のとおりです。それでは、番号1番からご説明させていただきます。添付資料は34ページから36ページになります。位置図は36ページをご覧ください。土地の所在、仁井田字小奈良地1307番1、地目、田、面積、788㎡です。以下1筆あり合計2筆、面積は821㎡です。設定は新規です。期間は平成31年5月7日から平成36年12月31日までの5年8ヵ月です。作物はトマトを耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして、番号2番添付資料は37ページから39ページになります。位置図39ページをご覧ください。土地の所在、窪川中津川字中屋敷823番3、地目、畑、面積、522㎡です。以下3筆あり合計4筆、面積は4358㎡です。設定は更新です。期間は平成31年5月7日から平成32年4月30日までの1年間です。作物は野菜、水稻を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして西部からです。番号3番、添付資料は40ページから42ページになります。位置図等は42ページをご覧ください。土地の所在地、大正北ノ川字宮ノ瀬635番、地目、田、面積、902㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積が2367㎡です。設定は新規の設定になります。期間ですが、平成31年5月7日から平成36年5月6日までの5年になります。作物は水稻を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。賃借料ですが、全てで玄米60kgになります。

続きまして、番号4番、添付資料は43ページから45ページになります。位置図等は45ページをご覧ください。土地の所在地、地吉字榊ノ本1159番5、地目、田、面積207㎡です。以下3筆あり、合計で4筆、面積が2423㎡です。設定は新規の

設定になります。期間ですが、平成31年5月7日から平成36年5月6日までの5年になります。作物は野菜、水稻を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。賃借料ですが、全てで粍50kgになります。

続きまして、番号5番、添付資料は46ページから48ページになります。位置図等は48ページをご覧ください。土地の所在、小野字白皇神田1240番地、地目、畑、面積、5248㎡ありまして、そのうち、4000㎡が植栽面積となります。期間は、平成31年5月7日から平成34年3月31日までの2年と11ヵ月になります。作物は落花生を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして、番号6番ですが、番号6番と7番まで利用権の設定を受けるものが同じ法人になりますのでまとめて説明させていただきます。利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者、氏名、住所、及び賃借料はお手元の議案書のとおりです。添付資料は50ページから58ページになります。番号6番、土地の所在地、小野字シノヅノ上1098番、地目、畑、面積、457㎡、他3筆あり、計4筆で2289㎡です。続いて番号7番土地の所在地、小野字シム子山1264番1、地目、畑、面積、2550㎡です。設定ですが、どちらも新規の設定になります。期間はどちらも平成31年5月7日から平成34年5月6日までの3年になります。作物は野菜で生姜や菜花などを耕作する計画です。今回、利用権の設定の受け手が法人となりますが、借受可能な法人要件の状況について説明させていただきます。添付資料の56ページをご覧ください。こちらが今回借受する法人から提出された資料となっております。要件である「地域における適切な役割分担のもと農業を行うこと」と「法人の業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること」について、別紙を提出頂き内容を確認し、要件は満たしていると判断しています。また、当法人は一般法人となっておりますので、今回は解除条件付きでの利用権設定としています。その為、添付資料の57、58ページに解除条件付きの共通事項を追加しています。西部からは以上です。

議長 議案第3号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明はありませんか。番号1番。8番宮崎委員。

8番 番号1番について説明させていただきます。番号1番の方はIターンの方でしてお家を買って5年以上住んでいます。色々な所で有機野菜を栽培しています。田んぼの方も確認いたしました。田んぼは最初支援センターが借りていたのですが、家の近くで貸してもらえないかとお願した所、借りれるようになったようです。この田んぼにトマトを作るそうです。利用集積計画のとおりで問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号2番。27番市川正司委員。

27番 利用権の設定を受ける方は近くに住んでおり、地域の担い手でもありますし、更新ということで特に問題ありませんでした。

議長 番号 3 番。17 番中原委員。

17 番 現地の確認と聞き取りをしてきました。借受人の方は長年農業に携わっているベテランの方でこの土地ですが、借受人の方が何年も前から利用権を設定して耕作していた土地でありまして、今回新規になっていますが、なぜかという、去年 1 年間だけ貸付人の方が 1 回耕作したが、やっぱり作ることが出来ないという事で今回 5 年の利用権設定となっています。ほぼほぼ更新という事で問題ないと思います。以上です。

議長 番号 4 番。15 番吉良委員。

15 番 貸出人は高齢により耕作不能です。以前耕作していた方が亡くなった後、貸出人により借受人に申出があり、借り受けることにしたようです。この土地は小さな谷沿いにあり左右と奥が山に面しており作物の出来が悪く費用対効果を考えると積極的になれなかったようですが、耕作放棄地にはしたくなく借り受けるようにしたようです。借受人は認定農業者ではないですが体力、気力はあります。また、後継者もおおり農業経営も順調で今後も大いに期待できる農家ですので問題ないと思います。以上です。

議長 番号 5 番。14 番武内委員。

14 番 5 番、6 番と続けて説明よろしいでしょうか。

議長 5 番をやってから。

14 番 では、5 番について説明いたします。利用権を設定する方、利用権の設定を受けの方に話を聞いてきました。この方、今まで農業委員をやられていた方ならご存知と思いますが、千葉県から来られて落花生、専門で有機栽培をされている方ですが、現在利用権設定が 1 町歩ちょっと借りているみたいで、また土地を探して欲しいと相談が来た時に話をしました。今の状態で維持出来ているのか、面積を増やして大丈夫なのかと確認しました。この方が借りている大井川地区の推進委員さんにも聞きましたが、とりあえず問題、苦情は出ていないということで前事務局の二人にも相談しましたが大丈夫じゃないですかということで、相談を受けまして今回 5 反 2 畝のせまちの 4 反をお世話しました。今まで借りている所も全部荒らさない、ただ裏作は稲を作るのですが、この方稲作の道具を持っていません。土地を肥やすためにソルゴーとか堆肥植物みたいなのを植えて次の年に作付けしたいということで、今年は 1 町作付けしたいので探してくださいということだったので、いろいろ相談しまして借りれるようになりました。貸付人も土羽の草刈り年 3 回くらいしてもらったら何を作っても構わないということでした。以上です。

議長 それでは番号 6 番、7 番お願いします。

14 番 6 番、7 番について説明いたします。代表の方ですが、四万十市在住の方で会ってお話が出来なかったので電話で話をしました。今回設立された会社ですが、四万十ドラマの社長、桐島農園の社長、営農指導員をされていた方、代表の方が野菜ソムリエの方 4 人が個人出資し設立したそうです。今現在は四万十市勝間で 1 町の耕作放棄地を預かって、6 反くらい有機野菜を栽培しているそうです。いずれは従業員を増やして、今現在は正社員が 2 人と、この 4 人でやっていくのですが、いずれは東京のデパートでオーガニック野菜の販売とか、ネット販売、野菜ソムリエの友達等に販売を頑張っていきたいということです。有機野菜ですので地元では苦情が出ていた土地でございます。土羽のカヤが 2m 伸びたりして周辺農地に悪影響与えていたようです。今回は釘をさす意味で代表の方に土羽は、まめに刈ってくださいとお願いしています。地元から苦情が耳に入るようでしたら電話くださいということでしたので問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 3 号について質疑を許します。質疑はありますか。

議長 はい、15 番。吉良委員。

15 番 番号 5 の 5248 m²のうち 4000 m²、残りの 1248 m²はどうなんですか。

議長 はい、14 番。

14 番 農作業小屋が何 m²かと昔梨を作っていた土地でパイプが千本近くあって、それをトタンで囲って置いたり、一昨年まで窪川の生姜を作っている方が、駐車場として使っていたようで軽トラで踏み固められた土地で耕せば使える土地です。一線を引いて真四角で 4000 m²ぐらいという計画になります。

議長 他にありませんか。6 番、7 番は解除条件付がついていますのでチェックをしていただきたいと思います。

議長 他に何かありませんか。17 番、中原委員。

17 番 解除条件付きというのは、利用権を設定した人が言うんですね。カヤが伸びてきて苦情がいっぱいきてるけどとなったとしても、この 100 歳の方が嫌やと言わない限りは解除されないのですか。

事務局 そんなことないです。一応、地域との役割分担ということで農業用施設とか集落の取り決めに従ってやるということなので、余りにも地域のやり方と変わってきたりして何も管理出来てないとなれば、貸出人だけのことではなくなってきます。

17 番 農業委員さんが解除するということですか。

事務局 最終的にはそうなります。この貸借をしている3年間を切るということになりますので。

議長 最後のページに資料があるので、説明してもらえませんか。

事務局 共通事項の11番ということで法人なんかになると、契約の解除、甲は乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。とありますが、周りの事は書いていませんが、甲の方が言われることになると思います。貸している人が管理出来ていないとなるとそういうことを含めて止めることができる、3年間続けて作ることは出来ないことをここに書いています。一旦、解除ということができます。

17番 町長が勧告するんですか。

事務局 これは、町長になります。

議長 これは、あくまで町長が勧告するようになります。農業委員会ではないです。農業委員会と話した上でということになります。

事務局 そうです。

議長 はい、14番。

14番 ここは、私のエリアなので私に苦情が来たらどうしたらいいですか。

議長 この会に挙げてもらったらいいです。

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第3号四万十町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号四万十町農用地利用集積計画の決定については原案のとおり可決されました。ここで休憩にします。

(小休)

議長 続いて、日程第8「その他」についてを議題とします。事務局お願いします。

事務局 まず、長谷部課長から池上課長に変わりました。本日は池上課長にお越しいただきまして今年度の農林水産課の事業、人・農地プランを中心にお話をさせていただこうと思っております。課長よろしくをお願いします。

農林水産課長 皆さんお世話になります。4月の異動で農林水産課長になりました、池上と申します。皆さんよろしくをお願いします。4月に大規模な異動がありまして、特徴としては若返ったということと、女性が増えまして臨時職員を含めると女性の方が多いという珍しい事業課になっています。意図もあるのですが、反面素人が増えたということもあり最初の頃は迷惑をかけると思っておりますがよろしくをお願いします。

農林水産課の今年度の事業というお話しだったのですが、聞いている事が違いました、私の方は人・農地プランを中心にとということで、他の事業については大きくは、前回にもお話しがあったように、あぐり窪川の豚まんの加工場を6月から着工します。豚まんを3倍くらい生産して東京にも出ていこうという取り組みでございます。圃場整備につきましては、米奥の方がいよいよ着工するという、志和の方で事務手続きが始まっているような状況です。他にも色々事業があるのですが、こういう機会でお話ということであれば、私の方から説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。それでは、大分議論されているので簡単に人・農地プランについて説明をさせていただきます。資料はお手元にお配りしております、人と農地の問題について説明会資料とあります、かいつまんで説明させていただきます。人農地プランについてどんなものか聞かれた場合には、この資料を使って説明をしているような状況でございます。ほとんどの委員さんが人・農地プランについてはご存知であると思っております。簡単におさらいと今年度の町の取り組み、農業委員さんに対してお願いということで、お話をさせていただきます。資料1枚目をめくっていただきましたら、今更かもしれませんが概要を書いています。この事業については人と農地の問題を解決していく、簡単にいうと10年後にも農地が維持されている、農家の方も活発にやっているという姿をどう描くかという話になります。手順としましては、地域において話し合い、今後中心となる経営体、ここでは個人、法人、集落営農と書いておりますが、出来るだけ長く続けていただける方に農地を、集積をしていただくということで、一番ここが肝になるところであります。その他、二重丸で書いておりますが、このような内容について地域の方々の意見を伺いながら進めていくということです。補助金をもらうことが目的ではないのですが、2番に書いてありますが、様々なメリットがあります。人・農地プランに位置付けられると、丸が3つありますが、経営開始型の事業が取り入れられるということ、認定農業者に対しては、スーパーL資金の無利子化などのメリットがあります。それから、農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合にはそれぞれ交付金、協力金等があるということになります。人・農地プランですが、実は町内平成22年から平成23年にかけて1回作ってます。恐らく農業委員さん、ご存知の方、ご存じない方いるかもしれませんが、その当時は町主体で作っ

ておりまして今回改めて、全国的にも報道されていますが、もっと実質化するという
ことで実際に誰がどの農地をというところまで、話を踏み込んで行くようなイメージ
を持っていただければと思います。ですので、1 回話し合いを持ったところでそれが
ずっと続くわけではなくて、定期的に1年に1回を目途に見直していくということ
になります。1枚めくっていただいて裏面に、進め方ということで担い手が既に存在
している地域、存在していない地域ということで、2つに大きく分かりますので、そ
れぞれについて、どういう風な話し合いをしていくかということになります。手順と
して真ん中から下に大きな四角が3つありますが、まず一番左側ですけれど、内容に
ついてアンケート等を、実施をしまして先程の担い手がいるかないかということ
を判断するアンケート等で確認という作業がありまして、真ん中が先程地域の中で話
し合いと言いましたが、役場、協議会のメンバーも参加して具体的にどのように進め
ていくのかこの場で図面を見ながら協議をしていって農地を貸す方、借りる方、担い
手の方がどの方なのかこの中で協議をしていただく事になります。この中に以前農業
委員さんにも入っていただいておりますので、参画をいただければと考えております。
話し合いが終わりましたら、最終的に一番右に検討会の開催とありますが、これまで
話し合いをされてきた方々を中心に検討会を行いまして最終的には市町村がこのプ
ランを正式に決定するという流れになっております。以上が簡単な流れですが、もう
1枚めくっていただいたら、農地中間管理機構とはとありますが、この組織はご存知
の方も多いと思いますが、先程の農地を貸す、借りるという仲持をする機関という
ことになり、ここに書いてありますが、出し手から借り手の仲を取り持つということ
になりまして、下にイメージがありますが、バラバラに分散している物を最終的には担
い手ごとに集約化した農地利用ということで、効率的な農業を進めるという流れにな
っております。農地中間管理機構の事業のメリットということで、もう1枚めくって
いただいて農地中間管理機構関連農地整備事業というものがあまして、これは小規
模の圃場整備ということになりまして、左側に事業内容、農地整備、対象工種等書い
ておりますが、簡単に言えば小規模の基盤整備ということになります。県の事業にな
りますが、実施要件が3番に簡単に書いてありますが、実際なかなか難しいという
面も出てきまして、一番ネックになっているのが下から2番目の事業対象農地の8
割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化ということで、自由なところが2割
しかないという点ですとか、一番下の収益性が20%以上向上ということで、なか
かなか難しいところもあります。内容については今、変更して影野の下の方で、人・農
地プランを合わせて話し合いをしているところです。なかなか簡単に手が挙げれない
という実態が見えてきましたので問題点を整理して町内でどういう風に活用してい
くかといことを検討していく必要があるということをございます。最後に人・農地
プラン参考ということで、下の2枚が、実際人・農地プランがどんなものかとい
ことを書いておりますが、文字にしたら簡単なことになるのですが、出し手となるもの
と今後中心となる担い手をこういう形で記載をしていく、最終的にはこういうこと
になりますので、これに向かってアンケート、又は話し合い等を進めていくことにな
ります。今、アンケートにつきまして話をしましたが、昨年度20地区程度で実際実施
をしておりまして、今、回収したものを、分析をしているところであります。後、影
野の下につきましては、先程の基盤整備を取り入れたいということで、ここについては

個人作業を実施しているところです。今後、町としてどのように進めていくかという
ことで今本腰を入れて話し合いしているところです。今日言えることは、もともとの
人・農地プランの単位が一番小さいところで集落協定ぐらいの単位、大きいところい
うと旧町村単位になりますので、窪川であれば6か7、東又、松葉川みたいな形で担
い手さんがいるところまで広げてやっていく必要があるということになりますので、
逆に集落協定単位になったら80のプランが出来るということになります。その中で
アンケート等を通じて、担い手さんがいる範囲まで広げてやっていこうということで、
優先順位をつけて今年度は取り組んでいって、問題点があれば反省しながら進めてい
こうということです。もう1点、アンケートについては人・農地プランのアンケ
ート以外に、昨年議会でも答弁しておるものがありまして、今後の農業経営、十和・
大正・窪川どういう風に進めていくかということで、農家の方全員を対象にしたアン
ケートについても実施する予定です。このアンケート自体が農地を廃れさせないとい
うことが趣旨になりますが、今現在拙文、どんな問いかけにするか町と高知大の方で
だいたい作りかけているところです。スケジュールといたしましてはこの事業が国の
交付金にのっけてやることになりましたので、7月あたりに実際にはアンケートをお
配りしてという流れになりまして、6月にはコンサル等の契約をしてその後になりま
す。その中に実際アンケートを配っても返ってこない場合がほとんどじゃないかと思
います。ただ、返信用封筒を付けてお配りはするんですが、その後の対応をどうする
のかについては例えば、農業委員さんに回収していただくとか、そういったお願いを
今後していかななくてはいけないと考えております。後、農業委員さんをお願いした
いこととして、人・農地プランに関しましては制度の周知ですとか説明会を開催してほ
しいとか手を挙げるとか、地域の取りまとめ的のところをお願いしたいのと、話し合
い、検討会への参加についてお願いしたいと思っております。先程申しましたアンケ
ートについては具体的になりましたらお願い等するかもしれませんので心づもりで
いただければ助かります。説明については以上です。

事務局 農林水産課長から、人・農地プランについて説明していただきました。事務局から
視察研修について説明をさせていただきます。

人・農地プランの視察研修に福井の方に行くようにしております。資料の方はお手
元の方に「福井県小浜市はこんなところですよ」という資料をお配りしているかと思
います。これを一度、目通していただいて、行ったときにはこれを質問しようくらいに
しておいてください。日程ですが、先日旅行会社にざっくりと立ててもらったところ
ですが、500kmも先なので時間がかかります。一応、窪川を6時発ですので、十和は
5時頃になります。

8番 何日でしたか。

事務局 6月20、21日の木、金になります。

9番 なるだけたくさんの方に行っていただいて、予算を確保していただいているの
で来年度の予算確保にもなります。農業委員と推進委員が初めて行く視察なので無理

をしてでもお願いします。

議長 他にありませんか。

事務局 後もう少し事務局からの連絡です。ジャンボかぼちゃの苗について西部地域委員会の方では毎年、西部地区産業祭に参加しております。産業祭ではご存知の方もいらっしゃると思いますが、農産物を中心としたチャリティーバザーの他、ジャンボかぼちゃコンテスト、重量当てクイズを行っております。窪川地域の委員さんにはバザーの品の提供、カボチャを育てていただく事の協力をお願いしております。苗が出来上がりましたら窪川地域の委員さんにはお家までお届けしますので、お知り合いで作ってくださる方がおりましたらお渡しいただくかそういう方がいらっしゃらなければご自分で育てていただきますようお願いいたします。

広報委員さんですけれども、次の農業委員会だよりの準備に取り掛かりたいのでその話をしたいのでこの会が終わりましたら少しだけ残っていただきたいと思います。私の方からは以上です。

議長 委員さんの方からは何かありませんか。

15 番 地図のことですが、古いので新しいのになりませんか。圃場整備も終わっているが圃場整備前の地図で新しい若い委員さんには全く分からない状態で何とかならないかという意見が出ております。

議長 少し検討させてください。なかなか事務局も手一杯でやっているのです。どういう形でするのかも含め検討させてください。

事務局 1つ作るのに時間がかかるみたいでもう少し待ってください。

議長 他何かありませんか。なければその他の件についてはこれで終了いたします。これで、本総会に付議されました案件はすべて終了しました。ご起立をお願いします。以上をもちまして、平成 31 年度四万十町農業委員会 4 月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 16 時 15 分